

東京家政学院大学と相模原市は包括連携協定を締結しました

この度、本市は、東京家政学院大学と「包括連携に関する協定」を締結しましたのでお知らせします。

本協定の締結により、東京家政学院大学と本市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化・発展させ、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進し、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図ってまいります。

- 1 締結日 令和元年9月18日（水）
- 2 出席者 東京家政学院大学学長 廣江 彰（ひろえ あきら）氏
相模原市長 本村 賢太郎



（左から、東京家政学院大学 学長 廣江 彰 氏、相模原市長 本村賢太郎）

3 連携・協力事項

- （1）教育・文化に関すること。
- （2）人材育成に関すること。
- （3）健康・福祉に関すること。
- （4）環境保全に関すること。
- （5）まちづくりに関すること。
- （6）産業振興に関すること。
- （7）防災に関すること。
- （8）相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

東京家政学院大学と相模原市との包括連携に関する協定書

東京家政学院大学（以下「大学」という。）と相模原市（以下「市」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結します。

（目的）

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、及び発展させるとともに、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、もって市のまちづくりに寄与することを目的とします。

（連携・協力内容）

第2条 大学及び市は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、協働により取り組みます。

- （1）教育・文化に関すること。
- （2）人材育成に関すること。
- （3）健康・福祉に関すること。
- （4）環境保全に関すること。
- （5）まちづくりに関すること。
- （6）産業振興に関すること。
- （7）防災に関すること。
- （8）前各号に掲げるもののほか、相互に連携し、及び協力することが必要と認められる事項に関すること。

（情報交換及び協議）

第3条 大学及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び協働による取組を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めます。

（その他）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めます。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有します。

令和元年 9月18日

東京都町田市相原町2600番地

東京家政学院大学

代表 学長 廣江 彰

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長 本村 賢太郎